

## 鈴鹿市見積説明書（物品・役務）

鈴鹿市（以下、「市」という。）の物品及び役務の提供に係る業務委託（測量、建設コンサルタントその他建設工事に係る業務委託を除く。）に関する見積合わせに参加される方（以下、「見積参加者」という。）は、鈴鹿市契約規則（以下、「規則」という。）、鈴鹿市電子入札等実施要綱（以下、「要綱」という。）及びその他関係法令を遵守するほか、下記事項を十分ご理解いただいた上、鈴鹿市電子入札システム（物品・役務）（以下「電子入札システム」という。）により参加してください。

### 1. 参加の基本的事項

見積参加者は、見積依頼書、仕様書、図面等をよく確認してください。関係書類等に疑義があるときは、説明を求めることができます。

### 2. 見積参加資格

見積参加者は、見積依頼日及び見積日において鈴鹿市入札参加資格者名簿（以下、「名簿」という。）に登録されているほか、次の要件を満たしている必要があります。

- （1）鈴鹿市暴力団排除条例（平成 23 年鈴鹿市条例第 2 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団及び同条第 2 号に規定する暴力団員でないこと。
- （2）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- （3）市から鈴鹿市建設工事等資格停止措置要綱（平成 11 年鈴鹿市告示第 148 号）に基づく資格停止を受けていないこと。
- （4）手形交換所により取引停止処分を受ける等、経営状況が著しく不健全でないこと。

### 3. 見積依頼の取消

見積参加者は地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項に該当する場合は直ちに届けなければいけません。これに該当した方に対して行った見積依頼は取り消します。また、見積依頼を受けた方が地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項に該当することになった場合並びに鈴鹿市建設工事等資格停止措置要綱（平成 11 年鈴鹿市告示第 148 号）に定める措置要件に該当することになった場合も、また同様とします。

### 4. 旧 I C カードの使用

- （1）名簿に登録されている見積参加者の名称や、I C カードの名義人である代表者等に変更があり、I C カードが失効する場合に、変更前の名称・代表者等の名義の I C カードの使用を希望する場合は、旧 I C カード使用届出書（※）を次のとおり提出してください。なお、旧 I C カードを使用できるのは、三重県市町総合事務組合へ登録内容の変更を届け出た日から 2 か月以内に限り、この期間を超えて旧 I C カードを使用したり、旧 I C カード使用届出書を提出せずに旧 I C カードを使用した見積は無効になります。
- （2）提出方法 FAX、E-mail、又は直接持参することにより提出
- （3）提出先 〒513-8701 三重県鈴鹿市神戸一丁目 18 番 18 号

鈴鹿市技術監理契約課（市役所本館 10 階）

FAX : 059-382-9050 E-mail : gjjutsukanrikeiyaku @city.suzuka.lg.jp

## 5. 紙見積の承認

- (1) 見積参加者は、電子入札システムを利用し、見積書受付期間内に見積書を提出する必要がありますが、要綱第 25 条第 3 項の規定により紙見積による参加を希望する場合は、紙見積合わせ方式参加承認申請書(※)を次のとおり提出し、承認を受けてください。

紙見積合わせ方式参加承認申請書提出方法

ア. 提出方法 FAX、E-mail、又は直接持参することにより提出  
(見積書を封入した封筒に同封しないでください。)

イ. 提出先 三重県鈴鹿市神戸一丁目 18 番 18 号 鈴鹿市技術監理契約課  
(市役所本館 10 階)  
FAX : 059-382-9050 E-mail : gijutsukanrikeiyaku@city.suzuka.lg.jp

ウ. 提出期限 見積合わせの日の前開庁日正午まで

- ・電子入札システムの利用者登録が完了している方が、電子機器の故障等不測の事態が生じたことにより電子入札システムを使用できなくなり、提出期限までに紙見積合わせ方式参加承認申請書を提出できないときは、速やかに技術監理契約課に申し出てください。
- ・見積依頼日時点で電子入札システムの利用者登録が完了していない方は、電子入札システムによる参加はできず、紙見積方式での参加のみ可能です。

- (2) この申請の承認の可否の連絡は、受付後 2 開庁日以内に提出された紙見積合わせ方式参加承認申請書に記載したものを以下の方法で返却することにより行います。

連絡方法

- ア. FAX で提出された場合 紙見積合わせ方式参加承認申請書に記載された FAX 番号に返送  
イ. E-mail で提出された場合 送信元の E-mail アドレスへ返送  
ウ. 直接持参することにより提出された場合 提出先窓口で返却

## 6. 書面による見積書の提出方法

前述の規定により紙見積を承認された見積参加者は、書面による見積書(くじ番号あり)(※)を次のとおり提出してください。また、必要に応じて「見積書(銭あり、くじ番号あり)」を使用してください。

- (1) 提出方法 一般書留、簡易書留又は特定記録郵便のいずれかの方法により郵送(局留にしないよう注意してください)又は直接持参することにより提出
- (2) 宛 先 〒513-8701 三重県鈴鹿市神戸一丁目 18 番 18 号  
鈴鹿市技術監理契約課(市役所本館 10 階)
- (3) 到着期限 見積合わせの日の前開庁日正午までに当課必着

- (4) 封入方法 見積書は任意の郵便封筒に入れ封かんし、下記記入例を参考に見積合わせの日時及び物件名、見積参加者名として見積参加者の所在地、社名及び代表者名を記載してください。\*複数案件の見積書を送付する場合、各案件の封筒・見積書を作成して封入・封かんし、その封筒を大きな封筒に入れてまとめて郵送することも可能です。その場合、大きな封筒に複数案件の見積書が同封されていることを明示して送付してください。

## (5) 記入例

〒513-8701
三重県鈴鹿市神戸一丁目 18 番 18 号
鈴鹿市 技術監理契約課 行
見積日時 令和□年□月□日午前□時□分(見積依頼書記載の見積予定日時)
物件名 ○○○○○○○○○○○ 見積書在中
所在地
社名及び代表者名

### 7. 見積書の金額について

見積参加者は、指示のない限り消費税及び地方消費税を除いた金額（免税事業者にあつては、契約希望金額の 110 分の 100(\*)に相当する金額）を見積金額としてください。また、契約金額に 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとします。（単価契約で、見積金額が円未満まであるものを除く）

\*:軽減税率対象物品については契約希望金額の 108 分の 100、非課税対象物品については契約希望金額

### 8. 添付書類について

(1) 電子入札システムを利用して資料を提出する際の電子ファイルの容量は、3MB を上限とします。

(2) 電子ファイルを圧縮する場合の圧縮形式は、ZIP 形式に限り、自己解凍方式 (EXE 形式) は認められません。

### 9. 見積合わせについて

(1) 見積合わせの日時 見積依頼書を参照

(2) 見積場所 鈴鹿市役所 10 階 入札室

(3) 見積回数は 2 回を限度とします。

(4) 提出した見積書の書換え、引換え、又は撤回はできません。

(5) 見積合わせの立会いを希望する場合は、必ず見積合わせの日の前開庁日正午までに技術監理契約課に申し出てください。

### 10. 公正な見積の確保

見積参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはいけません。

### 11. 見積合わせの中止等

(1) 見積参加者が連合し、又は不穏の言動をなす等の場合において、見積合わせを公正に執行することができないと認められるときは、当該見積参加者を見積合わせに参加させない、又は見積合わせの執行を延期し、若しくは中止することがあります。

(2) 天災、その他やむを得ない理由により見積合わせを行うことができないときは、当該見積合わせを延期、又は中止することがあります。

- (3) 見積合わせを延期し、停止し、若しくは中止し、又は紙見積合わせに変更するときは、電子入札システム又は入札情報システムにより見積参加者に通知します。ただし、これにより難しいときは、電話又はFAX等により通知します。
- (4) 見積合わせの中止が決定した場合、提出された見積書は返却しません。

## 12. 見積の無効及び再度見積参加の制限

(1) 次のいずれかに該当する見積は無効とします。

- ア. 見積に参加する資格がない方や、見積書提出後に見積に参加する資格を満たさなくなった方がした見積
  - イ. 同一案件の見積について同一の見積参加者から2以上提出された見積
  - ウ. 見積書の氏名、金額、その他の要件が不明な見積又は記名（又はそれに相当する電磁的記録）がされていない見積
  - エ. 見積金額の表示を改ざんしたり、見積金額を欠いたり訂正した見積
  - オ. 見積書提出期限までに市に届かなかった見積
  - カ. 見積書に指定された項目を入力しなかったり、不要な項目を入力した見積
  - キ. 電子証明書の不正な使用があった見積
  - ク. 見積及び契約権限がない方のICカードを使用して行った見積
  - ケ. 内訳書等の必要書類が添付されていない、又は内容に不備のある見積
  - コ. 見積依頼書を受理しなかった方がした見積
  - サ. 見積に際して虚偽の申請、偽り又は連合等の不正行為があったと認められる見積
  - シ. 重複者がした見積（代表者を同じくする2以上の見積参加者がした見積）
  - ス. 規則、要綱、又は見積に関する条件に違反した、又は執行者の指示に従わなかった方の見積
- (2) 見積参加者のうち、前述の規定により無効となる見積をした方は再度見積には参加できません。

## 13. 見積回数の制限及び再度見積の依頼

見積回数は、2回を限度とし、初度の見積金額が予定価格を上回っていた場合、電子入札システム又はFAXにより再度見積依頼を行うものとします。

## 14. 見積結果の公表

- (1) 契約候補者が決定した場合は、電子入札システムで見積参加者に見積結果を通知しますが、発注を約束するものではありません。
- (2) 見積結果については、入札情報システムにおいても公表します。

## 15. 契約保証金

契約を締結する場合、受注者は、契約金額の10分の1以上の契約保証金を納付する必要があります。ただし、鈴鹿市契約規則第27条第1項の各号に該当する場合はこの限りではありません。

## 16. 前金払い

前金払いは、見積条件として、当該契約が前金払対象である旨を明示したものについて行います。請求等詳細については鈴鹿市契約規則等を参照してください。

## 17. 異議の申立

見積参加者は、見積後、この説明書、見積関係書類及びその他の見積条件の不知又は不明を理由に異議を申し立てることができません。

## 18. 暴力団排除に関する誓約事項

見積参加者は、見積合わせに参加するにあたり、次の各号に掲げる事項を誓約することとします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、見積参加者が不利益を被ることとなっても、一切申し立てはできません。誓約にあたっては、見積書の提出をもって、誓約したものとします。

- (1) 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号。以下「法」という。）第 10 条第 4 号及び第 6 号から第 9 号の暴力団排除条項に該当しないこと。
- (2) 暴力団又は暴力団関係者を再委託先としないこと。
- (3) 法第 10 条各号の競争参加資格の欠格事由に該当しないこと。

※各種様式は次の場所からダウンロードしてください。

### 【掲載先】

鈴鹿市ウェブサイト

トップページ>産業・しごと>入札・契約・検査・技術管理>入札・契約情報

>入札・契約の手続き等>入札・契約に関する書類（物件）